

人吉市プレミアム商品券
人吉よか旅券

「取扱店」の手引き

人吉市プレミアム商品券事業実行委員会
事務局（人吉商工会議所）人吉市南泉田町3-3
TEL 0966-22-3101

1 人吉よか旅券の概要

- (1) 発行総額 : 3千万円 (2千万円に50%上乘せ)
- (2) 販売額 : 1冊=2,000円 (額面金額:1,000円×3枚)
- (3) 1枚の額面 : 1,000円
- (4) 発行冊数・枚数 : 1万冊・3万枚
- (5) 1冊の構成 : 人吉よか旅券 (以下、よか旅券という) 3枚
(取扱登録店で使用可)
- (6) 販売方法 : 実行委員会から事業に賛同する市内の登録宿泊施設が当該宿泊施設に宿泊している者にのみ随時対面販売する。
- (7) 販売期間 : 令和2年6月16日～令和2年8月31日
※但し、完売になり次第終了。
- (8) よか旅券有効期間 : 宿泊者購入から3日間または令和2年9月6日までのいずれか短い期間
- (9) よか旅券使用期間 : 令和2年6月16日～令和2年9月6日

2 取扱店の登録

取扱店登録をされた事業所は人吉市プレミアム商品券 (ひとよし よか旅券) の取扱店となります。

- (1) 受付期間 : 6月4日 (木)～6月10日 (水)
平日の9:00～17:00
※6月10日までの登録事業所はチラシに掲載
10日以降も随時登録受付いたします
- (2) 受付場所 : 人吉商工会議所
- (3) 登録方法 : 実行委員会が定める「登録申請書」に事業所名、代表者名、振込先口座等の必要事項を記入の上、人吉商工会議所へ提出してください。
※店舗単位の登録となります。
- (4) 取扱店の認定 : 申し込みのあった店舗については、取扱店として登録するとともに郵便葉書にて登録通知をお知らせします。
但し、申し込みの内容に虚偽・不審等がある場合には、承認を取り消すことがあります。
- (5) 登録費 : 不要です
- (6) その他 : 店頭に掲示していただく取扱店表示のポスターと登録証、換金請求書は、登録通知の葉書と引き換えに事務局の人吉商工会議所でお受け取りください。

3 取扱店の登録資格

人吉市内に店舗、事業所を有する事業所

※但し、次のいずれかに該当する業務を行う事業所は対象外とします。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条1項第5号から第8号に規定する営業を行うもの
- ②業務の内容が公序良俗に反するもの
- ③下記5「よか旅券で取り扱いができないもの」に記載の取引、商品券のみを取り扱う店舗等
- ④その他、人吉市プレミアム商品券実行委員会が対象外と認めるもの

4 よか旅券の使用範囲等

- (1) よか旅券は、よか旅券取扱店との間における特定取引においてのみ使用することができます。
- (2) よか旅券額面以下の使用の場合であっても、お釣りは出さないで下さい。
- (3) 転売や譲渡、並びに再使用はできません。

5 よか旅券で取り扱いができないもの

- (1) 宿泊代の支払い
- (2) 商品券、図書券、ビール券、切手、郵便葉書、プリペイドカード等換金性のあるもの
- (3) 株券、先物、保険、宝くじ等の金融商品
- (4) 仕入れ等の事業資金（事業間取引）
- (5) 出資や債務の支払い（公共料金や税金、振込代金、払込手数料）
- (6) たばこの購入

6 よか旅券の換金手続

- (1) 受付期間 6月16日（火）から9月11日（金）まで *期限厳守
(平日) 午前 9:00～12:00
午後 13:00～17:00
- (2) 受付場所 : 人吉商工会議所 1階事務所
- (3) 請求方法 : 実行委員会が定める「請求書」に必要事項を記入し、よか旅券を添えて提出してください。
※使用済みのよか旅券は必ず裏面に取扱店名を記入してください（ゴム印可）。
- (4) 支払い方法 : 口座振込
- (5) 換金手数料 : 無料

7 請求書受付期間と振込日一覧

期	請求書受付期間	振込日
1	6月 16日 (火) ~ 6月 26日 (金)	7月 3日 (金)
2	6月 29日 (月) ~ 7月 10日 (金)	7月 17日 (金)
3	7月 13日 (月) ~ 7月 22日 (水)	7月 31日 (金)
4	7月 27日 (月) ~ 8月 7日 (金)	8月 14日 (金)
5	8月 11日 (火) ~ 8月 21日 (金)	8月 28日 (金)
6	8月 24日 (月) ~ 9月 4日 (金)	9月 11日 (金)
7	9月 7日 (月) ~ 9月 11日 (金)	9月 18日 (金)

※入金に関する通知は行いませんので、通帳等での確認をお願いします。

8 取扱店の責務

(取扱店に関すること)

- (1) よか旅券取扱店とわかるよう「取扱店ポスター」と「取扱店ステッカー」を店頭に掲示してください。

(よか旅券の取扱いに関すること)

- (1) お客様が使用された「よか旅券」は、受取後、速やかに裏面に取扱店名を記載（ゴム印可）してください。

※お客様が使用された「よか旅券」は再使用しないでください。

- (2) よか旅券額面以下の使用の場合であっても、お釣りは出さないでください。

- (3) 特定取引において、よか旅券の受取を拒んではなりません。

- (4) よか旅券の**有効期間は、発行日から7日間または令和2年9月6日までのいずれか短い期間までです。**

※有効期間の切れたよか旅券は取り扱わないでください。

- (5) よか旅券の交換、譲渡並びに売買を行ってはいけません。

- (6) 換金性があり、市外へ流通するものへの使用は認めておりません。

※詳しくは「5 よか旅券で取扱いできないもの」をご覧ください。

(その他注意事項)

- (1) よか旅券を購入しての直接換金はできません。

- (2) よか旅券の面積が3分の2未満の場合は換金できません。

- (3) よか旅券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者は責任を負いません。